

公 告

公 告 第 456 号

令和 5 年 3 月 1 日

大和ハウス工業健康保険組合

理事長 香曾我部 武



任意継続被保険者の標準報酬については、下記の通りとする。

記

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日以降に資格取得した任意継続被保険者については、健康保険法第 47 条第 2 項の規程に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（ただし、その額が 440 千円を超えるときは、440 千円を標準報酬月額の基礎とする報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）とする。
- (1) 令和 4 年 3 月 31 日以前に資格取得した任意継続被保険者については、健康保険法第 47 条の規定により、前年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額とし、当組合の平均額は、380 千円とする。ただし、被保険者の従前の標準報酬が、平均額を超える場合はその者の標準報酬月額は平均額とし、平均額を超えない場合（未満）は退職時に引き続き従前の標準報酬月額とする。
- (3) (2) の標準報酬月額の平均額の適用は令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日迄とする。

以 上